第12回　大阪府耐震改修促進計画審議会　議事録

■ 開催日時　令和3年1月14日（木） 10時00分 ～ 11時00分

■ 開催場所　WEB会議

■ 出席者(敬称略・順不同)

（委員） 　 NPO法人「人・家・街 安全支援機構」　専務理事

　　 関西大学社会安全学部　教授

　　 神戸大学大学院工学研究科　准教授

　 大阪大学大学院工学研究科　教授

　 株式会社 構造総合技術研究所 取締役 設計部長

関西学院大学経済学部　教授

（事務局）　住宅まちづくり部　部長　　　　　　　　　　　　　藤本　秀司

　　　　　　住宅まちづくり部　技監　　　　　　　　　　　　　多田　純治

住宅まちづくり部　建築防災課　課長　　　　　　　中迫　悟志

住宅まちづくり部　建築防災課　課長補佐　　　　　 榊　 泰輔

■ 会議次第

１　開会

２　議事

「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づく今後の耐震化の取組みについて 答申（案）

３　報告

今後の検討体制について

４　閉会

１．開会

会議の成立を確認

・委員全員出席（6人中6人が出席）であることを確認。

・過半数の委員の出席により会議は有効に成立していることを確認。

２．議事

■「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づく今後の耐震化の取組みについて 答申（案）

(会長)

・議題「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づく今後の耐震化の取組みについて答申（案）について、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

・資料説明

(会長)

・答申案について、ご意見・ご質問をいただきたい。

(委員)

・取組みの現状・課題のところで、何が課題なのかということが分かりにくい。どのような現状でどのような課題が存在していているのかをもう少し詳細に記載する方がよいのではないか。

(会長)

・どこが問題でなぜその取組みが必要なのかを、もう少し強調して書けるところがあるかと思う。事務局としてのご意見を伺いたい。

(事務局)

・記載内容を見直し、現状・課題がもう少し強調されるよう改めたい。

(会長)

・課題意識が共有できるような書き方を検討いただきたい。

(委員)

・答申案ｐ17、今後の耐震化の取組みについて、Ⅲ-2目標で、「べきです」という表現に違和感がある。答申は、当審議会が知事にこうすべきだという立場で書かれているのかもしれないが、表現方法について検討していただきたい。

・答申案ｐ9、「耐震化の支援」の上部構造評点が1未満の改修について、「所有者が改修後の性能を正しく理解していない可能性がある」と記載されているが、説明が不足しており、不親切だと思う。「上部構造評点が1未満であれば建物が倒壊する可能性があることを理解していない」など、具体的に記載する方がよいのではないか。

・答申案ｐ22、②多数の者が利用する建築物の項目について、②-1大規模建築物とあるが、②-2がないという点が気になった。大規模建築物以外の小さな飲食店や特定の者だけが利用する建築物を除いているためこのような組み立てになるのは仕方ないかとは思うが、違和感がある。

・答申案ｐ19、図表13耐震化の支援策の方向性について、「３つの方向性で取組みを再編成」と表現しているが、これでは３つの方向性についてあらたに再編成するような印象を受ける。この３つの方向性で取り組むこと自体は変更なく、取組みの書き方を変えるということであれば、「３つの方向性の取組みを再編成」とした方が、誤解を与えないのではないかと思う。

(会長)

・「べきです」や、先程の意見にあった「必要です」の表現については、審議会から府への答申であるため、審議会が必要だと言っているという意味になる。参考資料の「住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪」ではそのような表現はなかったかと思う。事務局の意見を伺いたい。

(事務局)

・答申の中では、「必要です」や「べきです」という語尾を多用している。これは、大阪府の取組みや目標について、審議会から課題であると提言していただいたという意味で表現している。

・上部構造評点の説明が不足している点については修正する。

・②-1大規模建築物の部分は、確かに次に②-2がないということにはなっているが、現計画の枠組みと合わせているため、今回の答申でこの枠組みを変更することは考えていない。

・３つの方向性については、現計画では各種取組みがこの３つの方向性で取りまとめられていないため、整理して３つの方向性で再編成したということ。

(会長)

・②-1大規模建築物の部分は、新たな計画案ではそのような記載になっていないので、違和感がなくなるだろう。

・その他、委員の方からご意見があればお聞きしたい。

(委員)

・答申案ｐ17以降の今後の耐震化の取組みについて、「検討」という記載が多いが、この「検討」はとることはできないのか。

(事務局)

・まだ確定していない取組みについては検討という表現を用いている。再度見直して、取れるものがあれば取り、検討段階のものは検討と記載する。

(会長)

・検討については、審議会として、今後検討が必要、検討せよということを我々が府に提言しているという意味になる。

(委員)

・答申案ｐ17以降の今後の耐震化の取組みについて、「負担軽減の支援」という項目が数箇所あるが、財源の裏付けがあって書かれていることか。

(事務局)

・既存の補助制度については、財源の裏付けがある。今回、「負担軽減の支援」として様々な補助制度や融資、税といった制度について、ばらばらに情報提供するのではなく、それらの制度を一括して所有者に情報提供することで活用を促進し、負担軽減を図ることを考えている。

(会長)

・既存の支援制度には財源がついているということである。審議会の答申としては、既存の財源がある制度を含め、体系的、一括的に情報を周知して耐震化を進めるよう述べるということである。

(委員)

・今回の答申は、府の計画に対するものではあるが、実際の事業としては市町村が補助制度をつくり、周知などを行っている。答申案p20の社会的機運の醸成についての具体的な取組みの中で、住民に対して講習会等、効果的な取組みを実施するとあるが、府が中心的にやっていくのだろうけども、実際に住民に働きかけを行うのは市町村になる。そのため、府として市町村にどう働きかけるかという内容の記載があったほうが良い。市町村から住民に働きかけるための仕組みを府としてどうつくるかが重要なので、そういった仕組みをきちんと作らなければならないということを答申に記載したほうが良い。また、市町村から住民に対して、どのように啓発するべきなのかを府の計画に盛り込むことが重要だと思う。

・現在、各市町村で「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しているようだが、策定していない市町村もあり、市町村の耐促計画に基づく取組み自体が停滞しているように感じる。そのため、特に社会的機運の醸成の部分は、市町村の機運を高めるための内容を答申の中でもう少し書き込む必要があるのではないか。

・特に個人が所有する木造住宅や分譲マンションについては、市町村の補助制度になる。案にも人的支援につながる体制づくりという記載はあるが、もう少し市町村への働きかけについての内容の記載があれば良いと思う。市町村で計画をつくり、府がその計画のチェックをする、また府が市町村ごとに耐震化率を公表していくなどの方法も考えられるので、そういった取組みも検討してほしいと思う。

(会長)

・これまで十分に議論出来ていなかった視点であり、貴重な意見かと思う。答申案p25Ⅲ-5推進体制の整備の部分で少し触れられているが、市町村に対する働きかけについて具体的に記述していくという方法もある。また、木造住宅の耐震化に関して、対象となる住宅戸数が多く市町村に期待する部分が多いので、もう少しプラスアルファして記載してもよいと思う。事務局としての意見を伺いたい。

(事務局)

・答申案には十分に記載出来ていないが、新たな計画案では府・市町村の役割分担について、記載している。また、答申案の中では、例えば、p19Ⅲ-3目標達成のための具体的な取組み、p25Ⅲ-5推進体制の整備の中で、市町村との連携、市町村に対する技術支援などのところでプラスアルファでの記載を考える。修正案については、今後会長と相談させていただきたい。

(委員)

・議題と離れるかもしれないが、木造住宅の耐震診断を行うと、昭和56年5月31日までに建てられた住宅についてはほぼ100%倒壊の可能性あるという結果が出る。更に、昭和56年から平成12年に建てられた住宅でも、IS値が0.2や0.3という低い数値が高い割合で出ている。

・昭和56年から平成12年の建物については耐震診断にだけでも補助金があればいいのではと思う。

(会長)

・事務局としてはどう考えるか。

(事務局)

・答申案や新たな計画案では、昭和56年以降平成12年以前に建設された住宅についても記載している。診断の補助については、昨今の社会情勢の影響もあり財政面が大変厳しく、なかなか難しいところかある。そのため、耐震化の普及啓発をしっかり行っていきたいと考えている。

(会長)

・答申案ｐ20①-1木造住宅に関して、昭和56年、平成12年といった単語が出ているので、この部分で昭和56年以降、平成12年までの住宅では耐震診断を積極的に受けてもらうようなニュアンスの表現を追加してもよいかもしれない。

・他に意見がなければ、今回の意見をもとに修正し、答申案の修正を行っていく。修正内容については会長に一任いただき、当審議会の審議の結果、確定したものとして扱わせていただきたい。

・委員の皆様の賛同をいただいたので、最終的に確定した答申については、事務局から送付する。

３　報告事項

■ 今後の検討体制について

(会長)

・報告「今後の検討体制」について、事務局から説明をお願いする。

(事務局)

・資料説明

(会長)

・今後の検討体制について、ご意見、ご質問をいただきたい。

・特にないようであれば、本日の審議は以上とする。

・昨年7月に知事から諮問を受け、本日まで3回にわたりご審議いただいた。大阪府では、この答申を踏まえ、府民の安全安心の確保、防災を優先にした新たな耐震化対策に全力で取り組んでいくことを審議会として期待する。先程の検討体制の説明にもあったように、今後は住宅まちづくり審議会の中の部会という形に変わるが、今後とも建築防災行政へのご協力をお願いしたい。

・昨日、緊急事態宣言が大阪府でも発せられるなど、新型コロナ感染対策で大変な状況にある。耐震改修の対象になっている多数の人たちが利用する建物の中のひとつに、現在非常に厳しい状況に置かれている医療現場の病院がある。新型コロナの感染が、ワクチン等で収束することを願い、本審議会のテーマでもある、耐震改修、こちらも人々の命を守る非常に重要な部分であり、着実に進めていただきたい。

(事務局)

・委員の皆様には長時間にわたりご審議いただいた。今後のスケジュールについて、審議会の答申を踏まえて住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪の改定案を作成し、2月にパブリックコメントを実施したいと考えている。その後、パブリックコメントでいただいたご意見と、大阪府議会での審議を踏まえて、3月に計画を改定した10カ年戦略・大阪を公表したいと考えている。

４　閉会

あいさつ